

部活動に係る活動方針

京都府立洛東高等学校

京都府教育委員会が平成 31 年 4 月に策定した「京都府部活動指導指針（改訂版）」を踏まえ、本校の「部活動に係る指導方針」を策定する。

1 部活動の意義について

高等学校における部活動は、学習指導要領において「生徒の自主的、自発的な参加により、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するもの」と位置づけられ、また、「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られる」とともに「地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力や各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにする」とも示されている。

学校教育活動の一環として行われる部活動は、興味と関心を持つ同好の生徒が、教員等の指導のもと、自主的・自発的に行うものであり、より高い水準の技術や記録に挑戦したり、発表会等に参加し活動を実践する中で楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす意義を有している。

2 本校の部活動の在り方について

本校においては、部活動の意義を踏まえながら、一人一人の生徒が学校に軸足を置いた生活となるよう、生徒に積極的な部活動への加入、参加を求める。

部活動をとおして、一人一人の生徒が学級や学年の枠を超えた仲間や教職員（顧問）等と密接に触れ合いながら、それぞれの発達段階に応じた自主性、協調性、責任感、連帯感などを醸成し、より良く生きるための社会性、人間性を育むとともに、部活動が生徒の学校生活をより一層充実させ、地域のスポーツや文化の振興に寄与することを期待する。

3 活動時間、休養日の設定等について

(1) 活動時間

- 合理的でかつ効率的、効果的な活動を行い、原則として長くとも平日は 3 時間程度、土・日曜日及び祝日に実施する場合は 4 時間程度とする。

なお、施設割当や公式大会に向けた練習試合、合同練習、リハーサル等の状況により、必要に応じて土・日曜日及び祝日の午前・午後の連続した活動を認めるものとする。

- 長期休業中の活動については、土・日曜日及び祝日に準じるが、生徒、教職員ともに十分な休養を取れるよう、計画的に休養日を設けることとする。

(2) 休養日

- ・ 休養日は原則として、週当たり 1 日以上設定することとする。
- ・ 月当たり、原則として 2 回程度、土・日曜日に休養日を設定するよう努める。

4 活動計画について

部活動は、「生徒の学習をはじめとする学校での活動と家庭での生活がバランスよく行えること」と併せて、「教職員がゆとりあるライフワークバランスを維持すること」ができるよう、指導に当たる教職員（顧問）等は適切な活動計画を作成するものとする。

- (1) 1 年間で試合（発表）期、充実期、休息期等に分けて計画を立てるとともに、参加する大会や発表会等を精選する。
- (2) 活動計画の作成に当たり、指導に当たる教職員（顧問）等は活動方針や目的、目標等を明確にした上で、主体となる生徒との意見交換や協議を行い、長・中・短期的目標を立案し、年間、月間計画を作成する。
- (3) 各部の年間計画の概要は学校ホームページに掲載し、月間計画は該当生徒や保護者に事前に書面等で知らせるものとする。

5 指導の在り方について

(1) 適切な指導

- ・ 生徒の多様なニーズに対応し、多くの生徒が部活動に参加できる環境を整える。
- ・ スポーツ障害、外傷やバーンアウト等を予防し、心身の疲労回復を図ることができるよう適切な活動時間や休養日を設定する等、合理的かつ効率的、効果的に活動を行うよう努める。

(2) 体罰、パワー・ハラスメント等の防止

- ・ 体罰は、学校教育法第 11 条で明確に禁止されている生徒に対する人権侵害であり、いかなる理由があろうとも絶対に許されない。体罰等を防止するため、教職員（顧問）等は、生徒との関係が支配・被支配の関係になる危険性があることを様々な機会を通じて認識し、日常的な生徒とのコミュニケーション、信頼関係の構築に努める。
- ・ 生徒と指導者の人間関係の中で、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等、また、身体や容姿に係ること、人格否定的な（人格等を侮辱したり否定したりする）発言等がないよう、言葉かけ等に関しても注意を徹底する。

(3) スクール・セクハラ等の防止

- ・ 教職員（顧問）等は、部活動のみならず指導者と生徒の人間関係の中で、親しさ等のつもりでの発言や身体的接触などが生徒を不快にさせる性的言動となる場合があることを認識しなければならない。
- ・ セクハラに関する教職員研修等を通じて、SNS 等による個別連絡や個別指導、面談等が密室下で行われることがないよう、未然防止に努める。

6 安全管理と事故防止について

(1) 安全管理

- ・ 教職員（顧問）等及び生徒への救急処置研修等を通じて、ケガ・事故等が起こった場合の緊急時の初動対応の徹底を図るとともに、危機管理マニュアルに基づき、医療機関・関係者 等への連絡体制や AED 使用等について点検、確認を行う。
- ・ 校内施設、設備、用具等の定期的な安全確認を徹底する。
- ・ 他の部活動と活動場所を共有する場合は、顧問間の連携等により生徒同士の接触・衝突の回避や防球ネットの配置など、安全対策を講じる。

(2) 事故防止

- ・ 各生徒の心身の発達段階や疲労状況、技能の習得状況等を適切に把握し、無理のない活動になるよう留意する。
- ・ 気候や気象の変化に応じた対応を事前に想定し、熱中症や落雷、突風などの急激な気象変化への対策を講じる。

7 学校の部活動マネジメントについて

- (1) 校長は、部活動が「生徒の学習をはじめとする学校での活動と家庭での生活がバランスよく行えること」と併せて、「教職員がゆとりあるライフワークバランスを維持すること」ができるよう適切な指導を行う。
- (2) 校長は、本指針及び各部の「活動計画」等に基づき、活動状況の把握を行うとともに、体罰やハラスメント行為等の防止に向けた校内研修を実施するなど、適切な部活動指導の徹底に努める。
- (3) 校長は部顧問会議を設置し、部活動の意義、運営や指導の在り方、各部の活動内容等について協議、検討するとともに、全教職員の共通理解のもと学校としての指導体制を構築する。
- (4) 校長は、教職員（顧問）等による部活動に関わる金銭の徴収及びその管理について、生徒、保護者へ適切な周知を図るよう指導を徹底する。
- (5) 校長は、教職員、生徒、保護者、地域等の間で、十分な説明と相互の理解のもとで円滑な部活動運営、活動となるよう環境整備に努めるとともに、本方針や各部の活動計画や内容、活動報告等について学校ホームページ等を通じて適宜公表する。